

# 令和元年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

はじめに

島根県内における刑法犯の認知件数や人身交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、悪質な刑法犯・交通事故等の被害に遭った犯罪被害者あるいはそのご家族は、様々な苦しみや問題を抱えており、このような方々の被害の早期回復、軽減を図っていくためには、一人一人の被害者に寄り添いながら、そのニーズに適切かつ的確に応えていくことが求められる。

平成 31 年度においては、犯罪被害者等基本法に定められている「被害者の尊厳にふさわしい処遇の実現」等の基本理念を踏まえ、下記の重点事項に配意しつつ、「被害者に寄り添い、その声に的確に応えられる支援センター」を目指して幅広い支援活動を推進してゆくこととしている。

## ① 犯罪被害者を支える人材育成の推進

ボランティア養成講座の開催により、新たな人材の発掘・育成に努める。

また、より質の高い、かつ切れ目のない支援を行っていくため、各種研修等を通じ支援活動員の更なるスキルアップを目指す。

## ② 関係機関との連携強化

### ○ 関係機関との連携による多面的支援の推進

島根県、島根県警察を始め、法テラス、県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワーク加盟団体等との連携を一層強化し、被害者ニーズに即したきめ細やかな支援活動の充実強化を目指す。

また、日本語を話せない外国人被害者等への支援に備え、しまね国際センターとの緊密な連携を確保する。

### ○ 被害者支援の充実に向けた協議等の推進

国による「第 3 次犯罪被害者等基本計画」では、地方自治体による被害者支援の強化が掲げられている。それに呼応するように、全国では「被害者支援に特化した条例」の制定を求める声が高まり、各地において同種条例が制定されているところである。

このような被害者支援を巡る情勢を踏まえ、民間の犯罪被害者支援団体としての立場から、今後の被害者支援の充実に向け、条例の制定や各機関の連携・協働の在り方などについて関係機関との検討、協議を進めてゆく。

### ③ 広報・啓発活動の推進

「やさしさと、つなぐ広がる支援の輪」をスローガンに、被害者支援に対する県民の理解の増進及び当センターの認知度向上に向け広報・啓発活動を推進する。

### ④ 県西部における支援活動の充実に向けた取組み強化

浜田市における「一日面接相談所」の開設を継続的に行い県西部地域における支援活動を強化する。

また、県西部地域における活動拠点仮称「西部相談室」の設置計画に基づき、島根県、島根県警察、関係自治体等の理解と協力を得て、設置に適した施設の確保に努めてゆくとともに、併せて設置に必要な資産取得資金の積み立てと運営資金の調達に努める。

### ⑤ 財政基盤の強化

近年大きな財源となっていた日本財団の預保納付金による助成規模が縮小されていることから、安定的な財源確保に向け、既存の資金調達活動のほか新たな手段による財源確保に取り組む。

## 【具体的事業】

### 1 相談事業

#### (1) 電話相談

支援活動員が、相談専用電話により犯罪被害に関する相談に対応し、被害者、そのご家族等が抱える問題、支援ニーズを把握し必要な指導・助言、情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う。

相談専用電話(無料) 0120-556-491

(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

(祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く。)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが、加盟各センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター」

ナビダイヤル0570-783-554 (なやみはここよ)

との連携を密にし、事案の確実な引継ぎに努める。

#### (2) メールによる相談

性的犯罪被害者など被害者等の精神的負担を軽減するため、ホームページの専用フォームによる「メール相談」を受け付ける。

#### (3) 面接相談の実施

被害者相談に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、センターの面接室等において犯罪被害に関する相談に対応する。相談においては、相談者との信頼関係の構築に努めるとともに、被害者等が抱える現状を把握し、情報の提供、支援プランの提案、関係機関の紹介等を行い、個々のケースに応じ必要とする継続的な支援につなげていく。

相談時間は、原則、電話相談と同様の時間帯とするが、相談者の事情、要望に則して柔軟な対応に努める。

#### (4) カウンセリングの実施

面接相談の結果、被害者又はその親族のメンタルケアが必要な場合は、島根県臨床心理士会の被害者支援カウンセラーによるカウンセリング（原則5回まで無料）を実施する。

更に、被害者等に対する医療的措置が必要な場合には、精神科医師を紹介する。

また、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）についても有効に活用する。

#### (5) 法律相談（弁護士による相談対応）の実施

被害者等に対する面接の結果、弁護士による法律相談の要望があれば、その必要性を判断の上、島根県弁護士会の協力の下に弁護士による相談対応（3回まで無料）を行う。

## 2 直接的支援等事業

### (1) 直接的支援活動の実施

#### ア 付き添い支援

被害者等の要望に即し、被害者が抱える精神的負担等の軽減を図るため、警察、検察庁、裁判所、病院、行政窓口等への付き添い支援を行う。

#### イ 生活支援

被害者等の日常生活を支えるため、自宅訪問等による具体的な指導・助言、市町村をはじめとする関係機関との連携により、各種社会保障制度など各種社会資源の活用など日常生活の回復に向けた支援を行う。

### (2) 給付金支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）等の申請等により被害者の精神的、経済的負担の緩和を図る。

### (3) 自助グループ支援事業

被害者、その遺族の要望に即し、同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が語り合える交流の場の提供を行う。

## 3 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

(1) 「第12回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たに支援活動員を養成するため、下記のとおり養成講座を開催する。

[開催日]

6月15日、29日、7月6日、20日、8月3日(すべて土曜日)  
の計5日

[講座内容]

弁護士、臨床心理士、司法、行政等で被害者支援に携わる専門家、被害者遺族を講師に、支援活動員として必要な基礎的知識を内容とする。

[受講対象者]

受講対象者は、原則年齢25歳以上とするが、聴講生としての受講は25歳以下でも可とする。

(2) 支援活動員の研修事業

ア 部内研修会の開催

支援活動員のスキルアップを目的として、毎月1回の部内研修会を開催する。

[内容] テキストや研修用DVD等を活用した研修、部外講師による研修会、ロールプレイを取り入れた実践的な研修、県外研修参加者による伝達、支援事案に基づいた事例検討会等のほか、裁判への付添いに備えた裁判傍聴等を実施する。

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会への参加

① 支援活動責任者研修会

8月2日、3日 開催場所 東京 支援責任者1名

② 中国・四国ブロック質の向上研修上半期研修会

9月7日、8日 開催場所 広島県 参加予定者5名

③ 全国犯罪被害者支援フォーラム2019及び秋期全国研修会

10月上旬 開催場所 東京都 参加予定者4名

④ 中国・四国ブロック質の向上研修下半研修会

1月下旬 開催場所 岡山県 参加予定者5名

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動の推進

ア マスコミ活用による広報

① 山陰中央新報紙「さんさん」欄への掲載

② 報道機関への各種資料提供による広報

イ ラッピングバスによる広報

① 松江市営バス

松江市内においてラッピングバスによる広報を実施(平成22年度から継続)

② 石見交通バス

浜田市内においてラッピングバスによる広報を実施(平成2

3年度から継続)

ウ バス車内アナウンス広告

松江市営バスの運行路線の5か所において車内アナウンス広告を実施する。

[放送回数] 1日当たり計802回

[広告場所] 松江駅前、県庁前、市役所前、裁判所前、床几山入口の5ヶ所

エ 広報誌、リーフレット等による広報

① 広報誌の発行

広報誌「ニューズレター」を年2回(1月・8月)発行する。

② 広報グッズの活用

リーフレット、サポーターバッジ、クリアファイル、賛助会員の証等を効果的に活用する。

オ 自治体広報誌、地域情報誌等の利用

各自治体広報誌、地域情報紙等へ広報記事を掲載する。

カ ホームページによる広報

ホームページは、適宜最新のものに更新し、各種活動紹介、被害者支援を考える講演会、ボランティア養成講座、イベントの紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

キ 「犯罪被害者週間」(11/25~12/1)における広報・啓発活動

犯罪被害者週間の期間を中心とし、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働して広報・啓発活動を集中的に実施する。

- 県立図書館でのパネル展等の開催(島根県、島根県警察と合同開催)

[開催期間] 11月1日~12月3日

- 島根県民会館でのパネル展の開催

[開催期間] 11月12日~11月16日

ク 各種イベントへの参加

県主催「しまね人権フェスティバル2019」等へ参加し啓発ブースを出展するなどにより広報啓発を行う。

(2) 「2019年度被害者支援を考える講演会」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民理解の増進を図るため、犯罪被害者遺族を招き「2019年度被害者支援を考える講演会」を開催する。

[開催月日] 11月16日(土)14:00から

[会場] 島根県民会館 3階大会議室

[講師] 殺人事件被害者遺族

入江 杏(いりえ あん)氏

(3) 平成31年度「命の大切さを学ぶ教室」の開催

島根県警察の委託事業として、島根県教育委員会の協力を得て開催する。

[開催期間] 平成31年4月~翌年1月

[開催校] 県下の中学校・高校 計 15 校

[内 容] 県下の各中学・高校に犯罪被害者遺族を招き、犯罪被害者遺族としての思いや悲しみを生徒に直接語りかけ、犯罪被害の悲惨さ、親の辛い思いなどの心情を伝え、命の大切さや犯罪被害者等への理解や規範意識について涵養する。

## 【その他の活動】

### 1 県西部の支援活動の強化施策の推進

県西部における支援活動を強化するため、下記の活動を推進する。

#### ○ 一日面接相談所の開設

月に 1 回、浜田市において面接相談所を開設し、県西部における犯罪被害者のニーズに応え、具体的な支援活動の強化につなげてゆく。

#### ○ 「仮称西部相談室」設置に向けた活動

島根県、島根県警察、西部地区の関係自治体等の協力を得て、「仮称西部相談室」の設置に適した施設の確保に努める。併せて、設置のための資産取得資金を積み立てる。

### 2 支援環境の整備

#### ○ 電話相談室の整備

相談業務の窓口となる電話相談室は、部外者に相談内容が聞こえないような構造設備が求められる。当センターの電話相談室は、事務所の一角をパネル板で間仕切りした構造であるが、ブラインドの取り付け構造から、事務所執務室と接する一部分に隙間が生じているため、防音施工し、相談者が安心して相談できる環境とする。

### 3 財政基盤の強化(ファンドレイジングの推進)

センター運営の基盤となる安定的な財源確保に向け、ファンドレイジングを推進する。

#### (1) 「支援自動販売機」の設置促進

「支援自動販売機」による寄附金は、当センターの最も大きな財源となっており、継続的に設置促進に取り組む。

※平成 31 年 3 月 15 日現在、支援自動販売機設置台数は 118 台

#### (2) 募金箱の設置

県下の企業、団体等へ、リーフレットポケット付き募金箱設置を促進する。

#### (3) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

毎月 11 日、イオン松江店で受け取る黄色いレシートを店舗内に設置された登録団体の投函ボックスに投入することで、レシート合計金額の 1%相当額が寄附として贈呈される。

平成 31 年度も引き続き団体登録し、毎月のキャンペーンに参加する。

(4) 全国被害者支援ネットワークによる中古本寄附プロジェクト「ホンデリング」への参加

被害者支援についての理解と支援の輪を広げるため、平成 27 年度から同プロジェクトに参加しており、平成 31 年度も継続して取り組む。

(5) 賛助会員（個人・団体）の拡大

個人・団体への働き掛けを強化し会員の拡大を目指す。

(6) その他の活動

既存の資金調達手段のほか、新たな資金調達に向け取り組む。

#### 4 関係機関との連携強化活動

(1) 会議等への出席

関係機関との協力関係を深め、情報交換を行うため下記の諸会議に出席する。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・全国事務局長等会議 4月19日 東京都
- ・全国理事長会議 8月8日 東京都
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(上半期) 9月6日 広島市
- ・中国・四国ブロック事務局長会議(下半期) 1月下旬 岡山市

イ 県内における会議

- ・島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会 時期未定
- ・市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議 時期未定
- ・犯罪被害者支援地区ネットワーク会議 11月
- ・島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会 時期未定

(2) 被害者支援の充実に向けた協議等

今後の県内における被害者支援の充実に向け、被害者支援に特化した条例の制定、あるいは関係機関による更なる連携・協働の在り方等について、関係機関と検討・協議を進めてゆく。